

◎新潟県告示第595号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年5月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市本屋敷字上ノ沢丁786、丁787、丁788の4、丁895、丁900、丁903、丁905、丁906、丁911、丁912、丁915、丁918の1、丁922、丁927、丁930の1、丁931、丁932、丁944、丁949、丁949の2、丁953、丁958、丁961、字開キ丁818から丁820まで、丁820の1、丁822、丁823、丁825、丁826、丁828、丁830から丁832まで、丁837の2、丁837の4、丁839の2、丁840、丁841、丁842の2、丁854、丁858から丁862まで、丁864、丁867、丁868、丁870、丁871、丁875、丁877、丁878、丁890の3、丁907から丁910まで、字下ノ沢丁923から丁925まで、丁924の1、丁924の2、丁930、堀之内字三ツ京塚戊1382、戊1383、戊1442、字出口戊1443、戊1447、戊1450、戊1451、戊1453、戊1458、戊1568

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）